

黒潮町不妊治療費補助金交付事業

町では、妊娠および出産を望む夫婦を経済的に支援するため、不妊治療にかかる費用の一部を助成しています。

◆対象者 ①～⑤のすべての条件を満たしている方が対象となります。

- ①婚姻をしている夫婦
- ②申請日において、夫婦の両方またはいずれか一方が町内に住所を有し、かつ居住している方
- ③町税などの滞納がない方
- ④ほかの自治体において同一の助成を受けていない方
- ⑤県の助成を受けており、治療費の全額を助成されていない方(特定不妊治療のみ)

◆補助内容

一般不妊治療	特定不妊治療	
1年度につき上限5万円。 補助開始から継続する5年間を期間とする。	40歳未満 1回5万円、6回を上限	40歳以上43歳未満 1回5万円、3回を上限

◆申請期限

治療が終了した日の属する年度の3月31日まで。

※やむを得ない理由で申請期限に間に合わない場合には、早めにお問い合わせください。

- お問い合わせ 本庁 健康福祉課 保健衛生係 ☎43-2836
佐賀支所 地域住民課保健センター ☎55-7373

最低賃金改正のお知らせ

高知労働局では、県内すべての労働者に適用される「高知県最低賃金」を改正し、令和8年10月29日から施行することとしました。

この決定により、令和8年10月29日以降分として労働者に支払う賃金は、1時間1,086円以上としなければなりません。

- お問い合わせ
高知労働局 賃金室 ☎088-885-6024 四万十労働基準監督署 ☎35-3148

11月は「労働保険未手続事業一掃強化期間」です

「労働保険」とは、「労働者災害補償保険(労災保険)」と「雇用保険」とを総称した言葉であり、常勤、パート、アルバイト、いわゆるスポットワークなどの名称や雇用形態にかかわらず、労働者を一人でも雇っている事業は原則、適用事業であり、保険関係の成立手続を行う義務があります。

厚生労働省では「未手続事業一掃対策」を、年間を通じた主要課題として位置付けた上で、11月を「労働保険未手続事業一掃強化期間」とし、全国において集中的な活動を展開します。

◆実施期間 11月

◆実施事項 本活動を行うに当たり、以下の事項を実施します。

- ①労働保険制度の概要および成立手続などについてのパンフレット・リーフレットを活用して訪問指導などを行い、説明することによっても自主的に保険関係の成立手続を行わない事業主に対して、職権による成立手続を実施します。
- ②厚生労働省および都道府県労働局において、関係団体、地方公共団体などと連携を図り、労働保険制度が理解され未手続事業の解消が進むよう全国において集中的な活動を展開します。
- ③厚生労働省ホームページなどの広報媒体を活用し、労働保険の一層の周知・啓発を図ります。
- ④関係機関や関係団体などを通じて、労働保険制度の一層の周知・広報を図ります。

本活動の趣旨については皆さんのご理解と、労働保険制度の円滑な運営についてご協力をお願いします。

- お問い合わせ 高知労働局 労働保険徴収室 ☎088-885-6026